

事例１ アース製薬(株)による(株)バスクリンの株式取得

第１ 本件の概要

本件は、入浴剤等の製造販売事業を営むアース製薬株式会社（以下「アース製薬」という。）が、入浴剤等の製造販売事業を営む株式会社バスクリン（以下「バスクリン」という。）の全株式を取得することを計画したものである。関係法条は、独占禁止法第１０条である。

第２ 一定の取引分野

当事会社間で競合する商品は、入浴剤である。

１ 商品範囲

入浴剤には、温浴効果、清浄効果、リラックス効果、肌の保湿効果等が高まることを訴求した様々な商品が存在し、また、形状、販売価格等も商品により様々であるところ、いずれも重曹、ぼう硝、植物エキス、香料等の原材料を混合するなどして製造され、基本的に同一の製造工程で様々な入浴剤を製造することができるため、供給の代替性は高いと考えられる。

したがって、「入浴剤」を商品範囲として画定した。

２ 地理的範囲

入浴剤製造販売事業者にとっての需要者である小売事業者は、基本的に全国の入浴剤製造販売事業者から調達し、入浴剤の輸送において地理上の制約はないため、「日本全国」を地理的範囲として画定した。

第３ 本件行為が競争に与える影響

１ 市場シェア

平成２２年度における入浴剤の国内市場規模は、約４７０億円である。

本件行為により、当事会社の合算市場シェア・順位は約４０％・第１位となる。また、本件行為後のHHIは約２，３００、HHIの増分は約７００であり、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

順位	会社名	市場シェア
２	バスクリン	約２５％
３	アース製薬	約１５％
(１)	当事会社合算	約４０％

2 競争事業者の状況

(1) 競争事業者の数

市場シェアが10%を超える有力な競争事業者が存在するほか、複数の競争事業者が存在する。

(2) 競争事業者の供給余力

入浴剤の主な製造工程は、原材料の混合であり、供給量を増やすための設備増強は容易である。また、原材料の供給事業者は大手化学メーカーを中心に多数存在しており、これらの化学メーカーは一定程度供給余力を有していると考えられることから、増産時に入浴剤の原材料調達について支障が生じることはほとんどないと考えられる。

したがって、競争事業者は供給余力を有していると認められる。

3 輸入

入浴剤は、薬事法（昭和35年法律第145号）上、医薬部外品と化粧品の2つに分けられるところ、入浴剤の製造販売に関する規制は医薬部外品についての承認又は化粧品についての届出に係るもののみである。前者の承認は申請後6か月程度で容易に得ることができ、後者については届出後直ちに製造販売が可能であり、制度上の障壁は低いものと考えられる。実際、平成22年度の輸入の割合は約5%であり、増加傾向にある。

したがって、輸入圧力が一定程度働いていると認められる。

4 参入

前記3のとおり、入浴剤の製造販売に関する規制は承認又は届出に係るもののみであり、制度上の参入障壁は低いものと考えられる。また、原材料の混合や包装等の入浴剤の製造工程に関する設備上及び技術上の参入障壁も低いものと考えられる。

したがって、参入圧力が一定程度働いていると認められる。

5 需要者からの競争圧力

当事会社が製造販売する入浴剤は、主にドラッグストア、スーパーマーケット、ホームセンター等の小売事業者を通じて販売されているところ、これらの小売事業者間では特売の実施等により競争が活発に行われており、小売事業者は、入浴剤製造販売事業者に対して、入浴剤の売上げが増加することが期待できる有利な棚に陳列することを交渉材料として、納入価格についての交渉を行っている。また、小売事業者が取引先の入浴剤製造販売事業者を変更することに特段の支障はない状況

にある。

したがって、需要者からの競争圧力が一定程度働いているものと認められる。

6 独占禁止法上の評価

前記の状況に鑑みれば、本件行為により、当事会社の単独行為又は当事会社と他の競争事業者との協調的行動によって、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

第4 結論

以上の状況から、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。